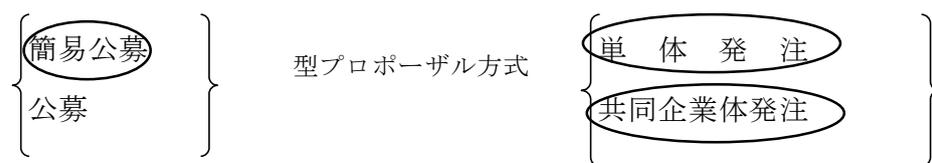


第4号様式



参加説明書

沖縄県土木建築部公告土建第427号（令和7年6月26日）の「令和7年度沖縄県盛土規制法基礎調査業務委託」に係る技術提案書の特定等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この参加説明書によるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度沖縄県盛土規制法基礎調査業務委託
- (2) 履行場所 沖縄県全域（那覇市区域を除く）
- (3) 業務の目的

本業務は、宅地造成及び特定盛土規制法（以下、「盛土規制法」）第4条に規定する基礎調査に係る業務である。先行事業により抽出した既存盛土について安全性把握調査等の実施、規制区域図（確定版）の作成等を行い、令和8年度開始予定の審査業務及び監視業務を適切かつ円滑に行うことを目的としている。

(4) 業務内容

- ア 既存盛土調査業務一式
- イ 規制区域指定業務一式

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

テーマ1：経過観察対象となった既存盛土を適切に監視するために留意すべき点、工夫すべき点

テーマ2：沖縄県の盛土規制法「許可申請マニュアル案」、「不法・危険盛土等監視マニュアル案」

作成支援にあたり留意すべき点、工夫すべき点

- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで
- (6) 業務量の目安 37,136,000円（税込み）以下
- (7) 成果品 特記仕様書第12条参照
- (8) 業務の実施形態

ア 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 主たる部分

本業務における「主たる部分」は土木設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。

- (9) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、若手管理技術者を補助する管理補助技術者を配置することができる。管理補助技術者の配置は参加希望者の判断によるものとし、配置する場合は、管理技術者に代わり管理補助技術者の実績等を審査・評価する。管理補助技術者の資格要件は、管理技術者と同じとする。なお、管理補助技術者を配置した場合でも、予定管理技術者の要件は緩和されず、予定管理技術者の様式提出が必須である。
- (10) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、管理技術者に若手技術者（40歳以下）を配置する場合に評価を行う。

2 技術提案書の提出要請する者を選定するための基準等

(1) 技術提案書の提出要請者の数

次項に示す評価値基準の評価値から、原則として上位3者を選定する。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合

は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

(2) 選定するための基準

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
参加表明者 (企業) の 専 門 技 術 及 び 能 力 管 理 技 術 者 数 自 己 資 本 比 率 賠 償 責 任 保 険 加 入 の 有 無	資格要件 技術部門登録	(別記様式-2) 下記の順位で評価する。 ① 土木関係建設コンサルタント業務(河川、砂防及び海岸・海洋部門)又は(都市計画及び地方計画部門)又は(地質部門)又は(土質及び基礎部門)又は(森林土木部門)又は(農業土木部門)及び沖縄県の令和7・8年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の土木関係コンサル業種の(河川、砂防及び海岸・海洋)又は「都市計画及び地方計画」又は「地質」又は「土質及び基礎」又は「森林土木」又は「農業土木」のうちいずれかに登録有り。 ② 上記に該当しない場合は選定しない。	① 3 ② 選定しない
	成果の確実性(業務実績)	(別記様式-2) (別記様式-2の2) 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ① 平成27年度以降に同種業務の実績がある。 ② 平成27年度以降に類似業務の実績がある。 ③ 上記に該当しない場合は選定しない。 記載する業務は1件以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。 <u>2件以上提出した場合は、③の評価とする。</u>	① 4 ② 2 ③ 選定しない
	当該管内常駐技術者数	(別記様式-4) 下記の順位で評価する。 ① 沖縄県内に管理技術者及び担当技術者が常駐している。 ② 沖縄県内に担当技術者が常駐している。 ③ 上記に該当しない。	① 2 ② 1 ③ 0
	自己資本比率	(別記様式-5の1) 下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が25%以上 ② ①③に該当しない ③ 自己資本比率が10%未満	① 2 ② 1 ③ 0
賠償責任保険加入の有無	(別記様式-5の2) 下記の順位で評価する。 ① 保険金額5,000万円以上の賠償責任保険に加入 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入	① 2 ② 1 ③ 0	

専 門 技 術 力	過去の法の遵守状況	(別記様式-5の3) 下記の順位で評価する。 ①過去3年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績なし ②過去1年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績なし ③上記以外	① 2 ② 1 ③ 0
	業務執行技術力・業務成績	(別記様式-3) 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県及び他都道府県土木関係部局発注業務で、令和4年度から令和6年度までに完了した同種及び類似業務の評定点を下表で評価する。 ただし、申請件数は5件までとし、沖縄県土木建築部発注の業務の申請が1件も無い場合は、評価を1段階引き下げる。平均値が55点未満の場合は加点しない。 なお、過去3年間の100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。 申請件数の平均点↓ 80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 65点以上70点未満 60点以上65点未満 55点以上60点未満  申請件数→ 1 2 3 4 5	配点：25 ①100%(25) ② 90%(22.5) ③ 80%(20) ④ 70%(17.5) ⑤ 60%(15) ⑥ 50%(12.5) ⑦ 40%(10) ⑧ 30%(7.5) ⑨ 20%(5) ⑩ 10%(2.5)
	優良表彰の有無	(別記様式-2) 過去2年間の優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①表彰実績あり ②表彰実績なし ※令和5年度から令和6年度までの表彰経験を評価する。 ※表彰対象機関は、沖縄県土木建築部のみとする。	① 10 ② 0
予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	技術者資格等	(別記様式-6) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 技術士(総合技術監理部門：選択科目「建設-河川砂防及び海岸・海洋」、「建設-都市及び地方計画」、「建設-土質及び基礎」、「応用理学-地質」、「森林-森林土木」、「農業-農業農村工学」) ② 技術士(建設部門：「河川、砂防及び海岸・海洋」、「都市及び地方計画」、「土質及び基礎」、応用理学部門：「地質」、森林部門：「森林土木」、農業部門：「農業農村工学」) ③ R C C M (「河川、砂防及び海岸・海洋」、「都市計画及び地方計画」、「土質及び基礎」、「地質」、「森林土木」、「農業土木」) ④ 上記に該当しない場合は選定しない。	① 5 ② 3 ③ 1 ④ 選定しない
専 門 技 術 力	業務執行技術力(業	(別記様式-6の2)(別記様式-6の3) 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ① 平成27年度以降から公告日までに完了した同種業務の実績がある。 ② 平成27年度以降から公告日までに完了した類似業務の実績がある。 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。ま	① 4 ② 2 ③ 選定しない

	務実績)	<p>た、職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。</p> <p>③上記に該当しない場合は選定しない。</p> <p>記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。2件以上提出した場合は、③の評価とする。</p>																																					
情報 取 集 力	地域 精 通 度	<p>(別記様式-6)</p> <p>平成27年度以降から公告日までに完了した業務実績については下記の順位で評価する。なお、業務実績は、国・都道府県・政令指定都市その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。</p> <p>①沖縄県内における業務実績がある。</p> <p>②上記に該当しない。</p>	<p>① 3</p> <p>② 0</p>																																				
若 手 技 術 者		<p>(別記様式-6)</p> <p>下記の通り評価する。</p> <p>①40歳以下の管理技術者を配置(公告日を基準)。</p> <p>②上記に該当しない。</p>	<p>① 3</p> <p>② 0</p>																																				
専 門 技 術 力 (業 務 成 績)	業務 執 行 技 術 力	<p>(別記様式-7)</p> <p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県及び他都道府県土木関係部局発注業務で、令和3年度から令和6年度までに完了した同種及び類似業務の評定点を下表で評価する。</p> <p>ただし、申請件数は5件までとし、沖縄県土木建築部発注の業務の申請が1件も無い場合は、評価を1段階引き下げる。平均値が55点未満の場合は加点しない。</p> <p>なお、過去4年間の100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。</p> <p style="text-align: center;">申請件数の平均点↓</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>80点以上</td> <td>⑤</td><td>④</td><td>③</td><td>②</td><td>①</td> </tr> <tr> <td>75点以上80点未満</td> <td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td><td>③</td><td>②</td> </tr> <tr> <td>70点以上75点未満</td> <td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td><td>③</td> </tr> <tr> <td>65点以上70点未満</td> <td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td> </tr> <tr> <td>60点以上65点未満</td> <td>⑨</td><td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td> </tr> <tr> <td>55点以上60点未満</td> <td>⑩</td><td>⑨</td><td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">申請件数→ 1 2 3 4 5</p>	80点以上	⑤	④	③	②	①	75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②	70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③	65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④	60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	<p>配点：30</p> <p>①100%(30)</p> <p>② 90%(27)</p> <p>③ 80%(24)</p> <p>④ 70%(21)</p> <p>⑤ 60%(18)</p> <p>⑥ 50%(15)</p> <p>⑦ 40%(12)</p> <p>⑧ 30%(9)</p> <p>⑨ 20%(6)</p> <p>⑩ 10%(3)</p>
80点以上	⑤	④	③	②	①																																		
75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②																																		
70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③																																		
65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④																																		
60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤																																		
55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥																																		
(表 彰 有 無)		<p>(別記様式-6)</p> <p>過去4年間の優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>①表彰実績あり</p> <p>②表彰実績なし</p> <p>※令和3年度から令和6年度までの表彰経験を評価する。</p> <p>※表彰対象機関は、沖縄県土木建築部のみとする。</p>	<p>① 2</p> <p>② 0</p>																																				
(従 事 期 間)		<p>(別記様式-6)</p> <p>技術者資格で申請のあった部門に対して、下記の順位で評価する。</p> <p>①当該部門の従事期間が10年以上</p> <p>②上記に該当しない</p>	<p>① 3</p> <p>② 0</p>																																				

手持ち業務の金額及び件数	(別記様式-6) 公告日時点において、下記の項目に該当する場合は選定しない(未契約のものを含む) ・手持ち業務の契約金額が5億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上とする。	
業務実施体制	(別記様式-4) 下記の項目に該当する場合は選定しない。 ① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 ③ 主たる部分が再委託予定となっている。	
合計	満点の点数	100.0

注) 評定点の評価方法については、手引きを確認すること。

(3) 技術提案書の提出を要請する者の選定は、参加表明書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年7月15日(火)(予定)までに通知する。

3 技術提案書の特定に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

本業務の技術力等に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

ア 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		技術点		
	資格要件	判断基準	管理技術者	担当※技術者	照査技術者
予定技術者の経験及び	技術者資格等	(別記様式-6) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 技術士(総合技術監理部門:選択科目「建設-河川砂防及び海岸・海洋」、「建設-都市及び地方計画」、「建設-土質及び基礎」、「応用理学-地質」、「森林-森林土木」、「農業-農業農村工学」) ② 技術士(建設部門:「河川、砂防及び海岸・海洋」、「都市及び地方計画」、「土質及び基礎」、応用理学部門:「地質」、森林部門:「森林土木」、農業部門:「農業農村工学」) ③ R C C M (「河川、砂防及び海岸・海洋」、「都市計画及び地方計画」、「土質及び基礎」、「地質」、「森林土木」、「農業土木」) ④ 上記に該当しない。	① 1.5 ② 1.0 ③ 0.5 ④ 特定しない	① 1.0 ② 0.5 ③ 0.3 ④ 0.0	① 0.5 ② 0.4 ③ 0.3 ④ 特定しない

能力	業務執行技術力	(別記様式-6の2) (別記様式-6の3) 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ① 平成27年度以降から公告日までに完了した同種業務の実績がある。 ② 平成27年度以降から公告日までに完了した類似業務の実績がある。 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。 ③ 上記に該当しない場合は特定しない。 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。なお、2件以上提出した場合は、③の評価とする。	①0.5 ②0.3 ③特定しない	①1.0 ②0.5 ③0.0	①0.5 ②0.3 ③0.0
		(別記様式-6) 当該部門の従事期間を下記の順位で評価する。 ①当該部門の従事期間が10年以上 ②上記に該当しない	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0
	地域精進度	(別記様式-6) 平成27年度以降から公告日までに完了した業務実績については下記の順位で評価する。なお、業務実績は、国・都道府県・政令指定都市その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。 ①沖縄県内における業務実績がある。 ②上記に該当しない	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0
	CPD継続教育	(別記様式-7) CPD取得単位を評価する。 ①過去5年間の平均取得単位が年間50単位以上 ②上記以外	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0	①0.5 ②0.0
	若手技術者	(別記様式-6) 下記の通り評価する。 ①40歳以下の管理技術者を配置(公告日を基準)。 ②上記に該当しない。	① 0.5 ② 0.0	① - ② -	① - ② -

専門技術力	業務執行技術力	(別記様式-7) 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部、並びに沖縄県及び他都道府県土木関係部局発注業務で、令和3年度から令和6年度までに完了した同種及び類似業務の評定点を下表で評価する。 ただし、申請件数は5件までとし、沖縄県土木建築部発注の業務の申請が1件も無い場合は、評価を1段階引き下げる。平均値が5.5点未満の場合は加点しない。なお、過去4年間の100万円以上の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合には加点しない。 <p style="text-align: center;">申請件数の平均点↓</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>80点以上</td><td>⑤</td><td>④</td><td>③</td><td>②</td><td>①</td></tr> <tr><td>75点以上80点未満</td><td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td><td>③</td><td>②</td></tr> <tr><td>70点以上75点未満</td><td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td><td>③</td></tr> <tr><td>65点以上70点未満</td><td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td><td>④</td></tr> <tr><td>60点以上65点未満</td><td>⑨</td><td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>55点以上60点未満</td><td>⑩</td><td>⑨</td><td>⑧</td><td>⑦</td><td>⑥</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">申請件数→ 1 2 3 4 5</p>	80点以上	⑤	④	③	②	①	75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②	70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③	65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④	60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	配点： 4	配点： 4	配点： 4
		80点以上	⑤	④	③	②	①																																		
75点以上80点未満	⑥	⑤	④	③	②																																				
70点以上75点未満	⑦	⑥	⑤	④	③																																				
65点以上70点未満	⑧	⑦	⑥	⑤	④																																				
60点以上65点未満	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤																																				
55点以上60点未満	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥																																				
① 4.0	① 4.0	① 4.0	② 3.6	② 3.6	② 3.6	③ 3.2	③ 3.2	③ 3.2	④ 2.8	④ 2.8	④ 2.8	⑤ 2.4	⑤ 2.4	⑤ 2.4	⑥ 2.0	⑥ 2.0	⑥ 2.0	⑦ 1.6	⑦ 1.6	⑦ 1.6	⑧ 1.2	⑧ 1.2	⑧ 1.2	⑨ 0.8	⑨ 0.8	⑨ 0.8	⑩ 0.4	⑩ 0.4	⑩ 0.4												
	(別記様式-6)	過去4年間の優良業務技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①表彰実績あり ②表彰実績なし ※令和3年度から令和6年度までの表彰経験を評価する。 ※表彰対象機関は、沖縄県 土木建築部のみとする。	① 1 ② 0	① 1 ② 0	① 1 ② 0																																				
小計	満点の点数		9	8.5	7.5																																				
			25.0																																						

注) 担当技術者については、主たる業務を担当する者1名を評価する。

注) 評定点の評価方法については、手引きを確認すること。

イ 実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点	
		判断基準	書面	ヒアリング*
実施方針・ 実施フロー・ 工程表その他 (別記様式 -12)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	7.0	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5.0	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5.0	
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	4.0	
地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		4.0		
小計			25.0	

ウ 特定テーマ

評価項目			評価の着目点		技術点	
			判断基準		書面	ヒアリング
特定テーマに関する技術提案 (別記様式-13)	全体	特定テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。		8.0	
	特定テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		2.5	
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。		2.5	
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。		2.0	
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。		2.0	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		2.5	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		2.5	
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		2.0	
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。		2.0	
		独創性	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。		1.0	
			周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。		1.0	
			複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。		0.5	
			新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。		0.5	
	特定テーマ2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		2.5	
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。		2.5	
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。		2.0	
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。		2.0	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		2.5	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		2.5	
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		2.0	
提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。			2.0			

	独創性	工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	1.0
		周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	1.0
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	0.5
		新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。	0.5
小計			50.0
アからウの合計（満点）			100.0

エ 参考見積もりに関する確認

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	評価のウェイト
参考見積もり	業務コストの妥当性	・業務規模と大きく乖離がある場合は非特定	—

4 参加説明書に対する質問及び回答

参加表明書等を提出しようとする者又は技術提案書の提出要請（選定）を受けた者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

ア 契約手続に関すること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
 沖縄県 土木建築部 建築指導課 盛土対策班

電話番号 098-866-2413

イ 上記(1)以外に関すること。

上記ア 契約手続と同じ

(2) 提出期間、提出方法、及び場所

ア 期 間 参加表明書について 令和7年6月26日（水）から令和7年7月2日（水）まで
 技術提案書について 令和7年7月15日（火）から令和7年8月1日（金）まで

イ 受付時間 休日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

ウ 場 所 上記(1)イによる。

エ 提出方法 書面（様式自由）を持参、郵送又はメールにより提出すること。

郵送の場合：上記（1）アの住所

メールの場合：aa066001@pref.okinawa.lg.jp

※メール提出の場合、必ず電話で到達確認を行うこと。

(3) 回答の方法

ア 期 間 参加表明書について 令和7年7月4日（金）予定

技術提案書について 令和7年8月5日（火）予定

イ 場 所 インターネットにより閲覧する。

【沖縄県建築指導課】

<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017742/1024272.html>

【入札情報システム】<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>